

平成30年度 珠算能力検定試験要綱

主催 日本商工会議所
鳥栖商工会議所
後援 文 部 省

下記により、全国一斉に珠算能力検定試験を施行します。

回数	検定試験施行日	申込受付期間
第213回	6月24日(日)	4.16(月)～5.22(火)
第214回	10月28日(日)	8.20(月)～9.25(火)
第215回	2月10日(日)	12.3(月)～1.8(火)

試験時間 午前 9時・・・ 1級・2級・3級・4級・5級・6級

○試験会場 鳥栖商工会議所
鳥栖市元町1380-5 電話 83-3121

○受験資格 学歴、年齢、性別、国籍に制限はありません

○受験料 1級 2,300円 2級 1,700円 3級 1,500円
4～6級 1,000円

○申込要領 ①所定の申込書に必要事項を記入し、受験料を添えて申込下さい
受験者は、二つの級を受験することができるが、申込書は、
各級毎に記入する。
②受理した受験申込書および受験料は、試験中止などの事情が
ある場合のほか、お返し致しません。
③締め切り後の受付及び受験者の名義変更はいたしません。
④申込受付時間は、午前9時～午後5時迄です。

○申込場所 鳥栖商工会議所 総務課
〒841-0051 鳥栖市元町1380-5 ☎ 83-3121

○受験票 試験当日はこれを机上、番号札の近くにおいてください。

○試験科目 1～3級 乗算・除算・見取算
4～6級 乗算・除算・見取算

○答案記入上の注意

- ①答えは、定められた欄の中に、はっきりと書くこと。
- ②答えの1の位または円の位以上には、3位ごとにコンマ「,」をつけるが原則であるがつけなくてもよい。但し、1～3級についてはつけることとし、つけていないものは無効とみなす。
- ③端数処理をした無名数の答えは、次の例のように書くこと。
〔例〕3級の場合（小数点3位未満の端数を四捨五入したとき）
そろばん面 答
0. 4 5 9 5 0. 4 6 0 または 0. 4 6
5. 2 0 0 4 5. 2 0 0 または 5. 2 (5.20とは書かない)
- ④端数処理しなかった無名数の答は、次の例のように書くこと。
〔例〕3級の場合
そろばん面 答
0. 4 5 0. 4 5 または 0. 4 5
5. 2 5. 2 または (5.20または5.200とは書かない)
- ⑤答の頭に円の記号（¥）を付けるのが原則であるがつけなくてもよい。
- ⑥答を書き直す場合は、その答の全部を横線で消して書き直すこと。なお、消しゴムは使用しないこと。

商工会議所検定規則により、次の各項目に該当するものは無効とする。

- ①数字が判読しにくいもの。
- ②答がどの問題のものかが不明確のもの。
- ③「,」「.」もしくは「,」の区別が不明確なもの。
- ④答の訂正が、その答の一部か全部が判断できにくいもの。

○合格基準 試験の結果は、みとり算、かけ算、わり算の総合得点にて審査する。各級の満点を300点とし、1～3級は得点240点以上を合格とする。

○合格発表 試験1週間後月曜日。
団体申込受験者は各団体に連絡します。

○合格証書 合格証書は、全国共通の合格証を授与します。交付は、合格発表の日から1ヶ月後から行います。

○試験上の注意 ①受験者は、受験票、そろばん、筆記用具等を持参して下さい。
②受験者は試験場において試験委員の指示に従って下さい。